

安田火災記念財団叢書No. 48

積立保険とディスクロージャー

ディスクロージャー研究会編

平成8年1月

財団法人安田火災記念財団

積立保険とディスクロージャー

ディスクロージャー研究会編

財団法人安田火災記念財団

はしがき

保険商品の販売の際の顧客に対する情報提供の充実、および、保険会社の経営情報の開示の両面において、「保険とディスクロージャー」は、今日、関係者の重要な検討課題となっている。1996年の改正保険業法の施行後は、保険業界における商品・業務等の自由化の進展に伴い、ディスクロージャーはますます重要性を増すであろう。しかし「保険とディスクロージャー」を直接に取り扱った研究は、これまでさほど多くない。

こうした現状に鑑みて、財団法人安田火災記念財団では、1992年9月に、学者・損害保険実務家・公認会計士などの会計専門家等からなる「ディスクロージャー研究会」を発足させた。

同研究会では、1994年9月までに15回の会合を開催し、損害保険会社の「積立（型）保険」を対象として、種々の角度からディスクロージャー問題の検討を行った。積立保険を対象を絞った理由は、対象の商品的特徴に鑑みると、伝統的な意味の損害保険（傷害保険）のディスクロージャーの研究にとどまらず、生命保険または一般金融商品のディスクロージャーとの比較も可能となり、それだけに実りある成果が期待できると考えたからである。

本書は、同研究会における研究成果を、各テーマの報告担当者がとりまとめたものである。とりまとめの時期がちょうど新保険業法が成立する前後であったため、執筆者により、執筆時期の僅かの違いで、旧法を引用するものと新法を引用するものが出た。しかし各担当者の論述を尊重して、この点をいずれかに統一・調整することはせず、そのまま掲載している。多忙にもかかわらず、熱心に研究会の討議に加わり報告書をとりまとめてくださった研究会参加者および事務局の皆さんに、厚くお礼申し上げる。

1995年12月

主査 江頭憲治郎

ディスクロージャー研究会メンバー

江頭憲治郎（主査・東京大学教授）

浅谷 輝雄（株式会社ニッセイ基礎研究所顧問）

岩原 紳作（東京大学教授）

黒沼 悦郎（神戸大学助教授）

斎藤 昭一（太田昭和監査法人代表社員）

田中 弘（神奈川大学教授）

山腰 直人（中央コーパス&ライブランドコンサルティング株式会社
パートナー）

吉村 光威（株式会社日本公社債研究所取締役）

植田 稔（安田火災海上保険株式会社取締役経理部長）

栗山 泰史（安田火災海上保険株式会社社長室特別補佐役）

松崎 敏夫（安田火災海上保険株式会社社長室特別補佐役）

村木 敦（安田火災海上保険株式会社社長室課長代理）

松原 稔（安田火災海上保険株式会社自動車業務部課長）

鳶川 健（安田火災海上保険株式会社大阪中央支店営業第3課長）

榎 俊之（安田火災海上保険株式会社佐賀支店佐賀支社副長）

岩崎 素子（株式会社安田総合研究所元研究員）

茂野 純彦（株式会社安田総合研究所主任研究員）

堀内生太郎（財団法人安田火災記念財団専務理事）

目 次

第1章 積立保険の仕組み	江頭憲治郎	1
第2章 契約者配当の財源	田中 弘	11
第3章 積立保険の財務内容のディスクロージャー	斎藤 昭一 山腰 直人	21
第4章 契約（商品）内容のディスクロージャー	江頭憲治郎	41
第5章 契約者配当の実績と予測のディスクロージャー	黒沼 悦郎	50
第6章 比較情報のディスクロージャー	岩原 紳作	67
補 章 米国におけるコンシューマへのディスクロージャー	浅谷 輝雄	91

第1章 積立保険の仕組み

江頭 憲治郎

I はじめに

損害保険会社による「積立（型）保険」の販売は、昭和38年1月の保険審議会答申「新価保険等新しい構想の保険に関する答申」において、無（保険）事故の場合に満期還付金を支払う損害保険も法に抵触しないと認められたのを受けて、同年4月に第一火災保険相互会社が「火災相互保険（マルマル保険）」の認可を受け、同年6月に発売したのに始まるが、損害保険株式会社も含む業界全体に広がったのは、昭和43年認可（44年発売）の「長期総合保険」以後のことである。

当初の主力商品は、長期総合保険と「積立ファミリー交通傷害保険」（昭和49年12月認可）であったが、やがて昭和61年には積立特約が認可され、家計保険の一般商品を積立型商品として設計できることになった。そして平成2年には「積立介護費用保険」、同4年には「年金払積立傷害保険」など、保険期間がきわめて長期のものも登場し、近年では積立型商品は、業界全体で、収入保険料ベースでは全種目の約三分の一、資産ベースでは総資産の二分の一強を占めるにいたっている¹。

第1章では、「積立保険とディスクロージャー」を研究する前提の作業として、積立保険の商品内容を、株式会社形態の損害保険会社を取り扱う場合を中心に略述する。

II 満期返戻金の仕組み

1 満期返戻金の法的性質

積立保険では、契約上「保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（・・・）が完了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金を保険契約者（保険契約者が死亡した場合は、その保険契約者の法定相続人）に支払います」と定められており（積立型基本特約条項15条1項）、この条項に基づき、ある契約

1. 木村栄一＝高木秀卓編・損害保険概論268頁〔山下陽生〕（有斐閣・1993）参照。

が保険期間中に全損失効² とならず期間満了したときには満期返戻金が支払われる点が、もっとも大きな特色となっている。満期返戻金の額は、契約時に定められ保険証券に記載されるが、具体的には、営業保険料の一部である積立保険料を予定利率3%³ で運用した額に、全損失効（が予定される）契約⁴ の積立部分を加えた額である。

生命保険の一種である養老保険の場合、満期に支払われるのは「生存」を保険事故とする保険金としての満期保険金であるが、損害保険会社の積立保険において支払われる満期返戻金は、契約に定める保険事故と関係なく（むしろ「全損」という保険事故がないことを条件に）支払われるものであり、したがって保険金ではありえず、その法的性格が何か問題となる。そして一般には、これは保険料の「無事故戻し」（優良戻し）であると解されている。すなわち保険契約者・被保険者側にクレーム（保険金請求＝保険事故）を少なくするインセンティブを与える目的のもので、全損失効しなかった契約の保険契約者に対し、保険料の一部返還が行われる

2. たとえば長期総合保険については、保険金額（それが保険価額より大きいときは保険価額）の80%を超える支払いがあると保険契約は失効する（長期総合保険普通保険約款・一般条項24条1項）。一回の事故の支払いが保険金額の80%以下の場合には、保険金額が自動復元し契約は継続する。

3. 1963年の積立保険創設時には予定利率5%であったが、1987年4月（傷害保険）および同年6月（火災保険）に4%に引き下げられ、1989年12月に再び5%となったが、1993年4月に4%、1994年2月に3%となり、現在に至っている。

4. 全損失効が生ずると見込まれる率（予定契約消滅率）は、保険の種類ごとに異なる。たとえば長期総合保険は1万分の12、積立普通傷害保険は1万分の4、積立ファミリー交通傷害保険は1万分の零とされている。

ものと性格づけるわけである⁵。

無事故戻しという性格上、満期返戻金の額にも、一定の制約があると考えられる。たとえば、満期返戻金の額が保険金額を上回るのでは、保険事故が発生した方が発生しなかった場合より保険契約者＝被保険者側にとって契約上不利になるので、「保険」とはいえなくなるから、そのような満期返戻金額の定め方は認められないであろう。また、満期返戻金の額が、契約者の払い込んだ保険料総額を大きく上回るような場合（いいかえると、営業保険料中に補償保険料が占める割合が極めて小さい場合）も、附従的性格であるはずの「インセンティブ」部分が営業保険料中に占める割合が過大であることから、「保険」としての性格を疑わせるものとなり、認められないであろう。

2 満期返戻金の支払方法

満期返戻金の支払方法としては、契約者に対し満期に一括して支払われる方式のほか、「分割払い」および「中途返戻金」の方式がある。

(1) 分割払い

分割払いは、対象となる満期返戻金の額をもとにして予定利率で計算した一定額の分割金が、保険期間満了後順次支払われるものである（「保険金または満期返れい金等の分割払に関する特約」2条2項）。実際の運用益が予定利率を超えた場合、

5. 無事故戻しである以上、全損があった契約につき満期返戻金は支払えないわけであるが、保険期間中に保険の目的の全損があっても満期返戻金を支払う形の契約（無条件払戻し方式）も損害保険契約として成り立ちうるか、について、金沢教授は、それも、反社会性（公序良俗違反性）がなく（損害保険加入へのインセンティブが与えられる）、かつ保険契約に附従的なものであれば、損害保険契約の一構成要素として存在を認めてよいとされる（金沢理「満期払戻保険の損害保険契約性」綜合法学6巻10号21頁〔1963〕）。保険会社が、無条件払戻し方式の損害保険のように、実質的に預金（または金銭信託）であるようなものをどこまで取り扱えるかの議論は、損害保険の領域にとどまらず、生命保険・傷害保険でも、いわゆるユニバーサル保険（江頭憲治郎「変額保険・ユニバーサル保険」ジュリスト953号65頁、71頁〔1990〕）が認められるか、といった形で問題となりうるであろう。

主務大臣の認可を得た方法により計算した額が、分割払配当金として最終回の分割金と同時に支払われる⁶（同特約7条2項）。

(2) 中途返戻金

中途返戻金は、保険期間の中途の、保険証券所定の返戻金支払日に所定の返戻金が支払われる方式であり、最初は「新積立女性保険」（1989年）の特約として導入されたものである。その後には作られた「年金払積立傷害保険」（1992年）は、この中途返戻金の仕組みを利用したものである。

3 満期返戻金の積立ておよび運用方法

満期返戻金のファンドとなる金額は、損害保険会社において、払戻積立金（保施規34条1項）として積み立てられる⁷。

その運用方法は、当然損害保険会社の財産利用としての規制を受け（保施規18条・19条、「損害保険会社の財産利用について」〔昭和54年蔵銀第593号、最終改正平成5年蔵銀第811号〕）、また各損害保険会社は、事業方法書に積立保険料の運用方針を定め、大蔵大臣の認可を受ける。実際には、各損害保険会社は、特別勘定によりこれを運用している（第4章「契約（商品）内容のディスクロージャー」で後述する）。

6. 約款に基づく保険金等の分割支払いは、生命保険会社でも行われており、これは保険金信託（保険業5条1項）には該当しないと解されている（鴻常夫監修・保険業法コンメンタール1巻78頁〔石田満〕〔安田火災記念財団・1987〕）。なお保険金信託は、損害保険会社には法律上認められていないが、積立型保険が多くなっていることに鑑み、立法論としては損害保険会社にも保険金信託を認めるべきであるとの見解がある（同79頁）。

7. 払戻積立金の計算方法については、東京海上編・損害保険実務講座7（新種保険・上）506頁（有斐閣・1989）参照。

Ⅲ 契約者配当金の仕組み

1 契約者配当金の法的性質

積立保険では、損害保険会社は、「毎事業年度末において積立保険料の運用益が当会社（保険会社）の予定した利率（・・・）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金⁸として積み立て」（積立型基本特約条項16条1項）、その積み立てられた準備金は、「保険期間が満了した契約に対して、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算した金額を契約者配当金として満期返れい金と同時に」支払われることとされている（積立型基本特約条項16条2項）。この契約者配当金は、積立保険料の予定利率が安全を見込んで低めに定められていることから生ずる、実際の運用利回りと予定利率の差額を、事後的に調整する目的のものである。

契約者配当金の法的性質については、従来必ずしも詳しく論じられてはいないが、損害保険株式会社においても、利益処分（商281条1項4号・283条1項）の一種ではなく、契約（約款）に基づく債務の支払いであり、したがって満期返戻金と同様、契約に基づく保険料の一部払い戻しであると解すべきであろう。

契約者配当金に関する制度の詳細は、第2章「契約者配当の財源」において取り扱われるので、ここでは省略する。基本的な点についてのみのべると、積立保険料に係る資産は特別勘定を設けて運用され、各損害保険会社は、「資産運用実績等を勘案して適正に算出し、事前に主務大臣に届け出た利回り」（現在の方式は変動金利）を付する形で契約者配当準備金の額を決定し、残額は自己の費用償還および報酬に当てる。したがって各損害保険会社により、契約者配当率には若干のバラつきが出る。

2 「利差」以外の配当または「無配当」の可能性

経済的観点から見た、現在の積立保険の契約者配当金と生命保険との大きな違いは、生命保険では、予定利率と運用実績との差異（利差益）のほか、予定死亡・生存率と実績の差（死差益）および予定事業費率と実績との差（費差益）をも含んだ三利源配当であるのに対し、損害保険（株式）会社の積立保険は、利差益のみの配

8. 契約者配当準備金は、責任準備金の一種である。

当という点である⁹。

しかし損害保険株式会社では、予定事故率および予定事業費率と実績との差額から生ずる利益の一定部分を契約者に配当する方式（三利源配当）が法制上行えないかといえ、そうではあるまい。利差（の一部）に相当する額についてのみ「保険料の返還」の方式がとれ、それ以外の保険料部分の返還はできないとの理屈はないと思われる¹⁰。

次に、契約者に契約者配当金を支払わない形（無配当）の積立保険は法制上可能か。無配当であれば満期返戻金（おそらく配当付のものより予定利率が高い）のみが契約者に支払われることになるが、満期返戻金を保険料の無事故戻しであると解する限り、法制上これが認められない理由はないように思われる。もっとも、当局は無配当のものを認可しない方針であるともいわれる。

IV 保険料

1 保険料の支払方法

積立保険は保険期間が長期であるから、保険料は、一時払いのほか、年払い、半年払い、月払いの各払込み方法も認められている（積立型基本特約条項3条参照）。

積立保険の保険料は、現在の実務では、年払契約を基本にして、それに調整（割増または割引き）を加える形で、分割払（半年払い、月払い）契約または一時払契約のものが算出される¹¹。

年払契約の営業保険料の方式として、契約（代理店）手数料・新契約社費を初年度保険料にのみチャージする（いいかえると、初年度の「積立保険料」部分は2年度以降より少ない）方式（チルメル式）と、契約手数料・新契約社費を全期間均等

9. 損害保険相互会社の場合、結果的に三利源配当になる。

10. 現在の積立保険の契約者配当が、利差の配当にとどまり、三利源配当でない理由として、損害保険では事故率（生命保険の「死差」に当たる部分）が大きく変動する可能性があるので、配当に適しないとの説もあるが、はっきりしない。

11. 東京海上編・前掲注7の文献497-505頁参照。

に割り振る方式（平準式）とがある¹²。具体的には、長期総合保険および積立ファミリー交通傷害保険はチルメル式、積立型基本特約によるものは平準式を採用している。

一時払の契約が保険期間の最終年より前に全損失効すると、払込保険料中の未経過年度の危険保険料、維持費および積立保険料に相当する金額は、契約者に返還されることになる¹³。

2 契約者貸付・振替貸付

積立保険には払戻積立金があるので、生命保険の終身保険・養老保険と同様、契約者貸付（積立型基本特約条項11条－14条）および保険料の振替貸付（積立型基本特約条項5条）の制度がある。貸付けの限度は、前者が、次にのべる解約返戻金の別表B表により計算した解約返戻金額の90%の範囲内（積立型基本特約条項11条1項）、後者が、解約返戻金の別表B表により計算した解約返戻金額の範囲内（積立型基本特約条項5条1項）である。

V 解約返戻金

1 解約返戻金の計算方法

保険期間の途中で契約者が保険契約を解約すると、一般の損害保険契約または傷害保険契約では、短期料率で計算した保険料を控除した払込保険料の返還がなされるのみであるが（たとえば家族傷害保険普通保険約款24条3項）、積立保険が解約された場合は、払戻積立金部分が、解約返戻金として契約者に支払われる（積立型基本特約条項9条）。その金額は、約款中の「無効・失効・解約返れい金表」のB表に記載されているが、具体的には、前年度末における払戻積立金の額に当該年度

12. 東京海上編・前掲注7の文献501頁。

13. 東京海上編・前掲注7の文献502－503頁。

に払い込まれた保険料積立金を加えた金額であると考えればよい¹⁴。

2 契約者配当金相当額の不返還

上記のように、積立保険の場合、解約返戻金の額は、払戻積立金が基準となるから、解約時点までの契約者配当金に相当する額は、契約者に対し支払われないことになる¹⁵（積立型基本特約条項16条3項）。このような約定になっている理由として、積立保険には、中途解約につき生命保険契約の場合と異なり「解約控除」の制度がないが、損害保険会社としては、未償却の新契約費用等を回収する必要がある¹⁶点は生命保険契約の場合と変わらないので、払戻積立金全額に相当する額を返還するかわりに、契約者配当金相当額を支払わないのであると説明されている。

VI 税 制

個人を保険契約者とする積立保険の満期返戻金・契約者配当金は、税制上、当初はすべて一時所得扱いであったが、1988年4月1日から利子所得に一律20%分離課税の制度が導入された際に、次の三条件がすべて満たされるものについては、金融

14. 東京海上編・前掲注7の文献510-511頁。なお別表A表は、保険契約者・被保険者側の意思あるいは悪意・重過失に基づかず契約が失効した場合に適用されるもので、一般の損害保険契約・傷害保険契約でいえば、A表は日割解約、B表は短期率による解約に相当すると考えればよい。

15. もっとも、保険期間がきわめて長期の積立保険については、解約時に契約者配当金部分が上乗せされるものがないではない。

16. 生命保険契約の中途解約につき「解約控除」がなされる理由としては、伝統的には、未償却の新契約費用の回収のほか、抗死力減退費用の控除、あるいは解除に備え換金性の高い資産を保有することから生ずる投資上の不利の補償であるといわれてきた（江頭憲治郎・商取引法（下）429頁注1〔弘文堂・1992〕）。もっとも近時解約控除の控除率はどんどん低くなり、現在の実態は、未償却の新契約費用を回収するに足りないものとなっているといわれる。

類似商品として20%の源泉分離課税の対象とされることになった（租特措41条の10、所税174条8号、所税令298条6項2号）。

- ① 保険料一時払い
- ② 保険期間5年以下（5年以内の解約を含む）
- ③ 補償倍率¹⁷が5倍未満

上記の要件に該当しない場合、満期返戻金・契約者配当金は一時所得となり、特別控除額50万円があることから、課税対象となることは、さほど多くない。

VII 積立保険と第三者との関係

1 長期総合保険の保険の目的物の譲渡

長期総合保険契約の保険の目的物を譲渡する場合には、保険契約者・被保険者は、保険会社に対しそれを書面で通知し、保険証券への裏書を請求することにより、被保険者の地位を保険の目的物の譲受人に移転できる（商650条、長期総合保険普通保険約款・一般条項12条）。そして一般に、損害保険契約の保険の目的物が譲渡され、被保険者の地位が譲受人に移転すると、保険契約者の地位も譲受人に移転し、譲渡人は保険契約から離脱すると解されている¹⁸。

ところが長期総合保険契約の場合、保険契約者には、通常の損害保険契約と異なり、満期返戻金・契約者配当金の支払を受ける権利（長期総合保険普通保険約款・一般条項29条1項・33条2項）、契約者貸付を受ける権利（長期総合保険普通保険約款・一般条項25条1項）等があるので、保険の目的物の譲渡により保険契約者の地位も譲渡人から譲受人に移転すると解すべきか否かにつき、疑問が生じないではない。しかし保険の目的物の譲渡後に譲渡人に保険契約者の地位が残存することは、譲渡人にとり負担であると同時に譲受人の地位を不安定にする（商641条等）。また満期返戻金の支払等を受ける権利が保険の目的物とともに譲受人に移転するとしても、その対価を、契約上譲渡人が保険の目的物の譲渡対価とともに回収できれば

17. 補償倍率とは、簡単にいえば、保険金額を満期返戻金額で除した数値である（所税施72条2項）。

18. 江頭・前掲注16の文献375頁参照。

問題は解決するのであるから、長期総合保険契約の被保険者の地位の移転は、満期返戻金の支払等を受ける権利等保険契約者の地位の移転をも含むこととした上で、そのことを当事者が十分認識できるよう、承認裏書請求書の記載文言等を工夫する必要がある¹⁹。

2 積立保険契約に基づく権利の差押え

積立保険契約を解約すれば、保険契約者に解約返戻金請求権が発生する。そこで保険契約者の債権者が、解約により具体化する前の解約返戻金請求権を差押え、差押債権者として取得する取立権（民執155条1項）に基づき保険契約者に代わって解約権を行使することにより解約返戻金請求権を具体化させ、それを取り立てることがある（大阪地判昭和59・5・18判例時報1136号146頁）。また保険契約者の債権者が、債権者代位権（民423条1項）に基づき保険契約者の有する解約権を行使し、それにより具体化した解約返戻金請求権を代位請求することも認められている（東京地判昭和59・9・17判例時報1161号142頁）。

19. 江頭・前掲注16の文献377頁注6参照。

第2章 契約者配当の財源

田中 弘

1 はじめに

損害保険会社の積立（型）保険商品では、補償保険料の他に積立保険料を受け取る。その場合、積立保険料については一定の利回り（予定利率）を保証し、運用した成果が予定利率を上回る場合に、投資経費等を控除した残りを契約者配当として還元するもので、利差配当保険である¹。

注1 相互会社の(1)合同勘定で運用されている一般保険、積立団地等、(2)個別勘定の火災相互、傷害相互、建物更新保険、株式会社の満期戻長期保険は、三利源別配当が行われている。

参考までに、積立生活総合保険特約条項における契約者配当の規定（第16条）を紹介すると、次のようになっている。

- ① 当社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益のうち、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された額を契約者配当準備金として積み立てます。
- ② 当社は、前項により積み立てた契約者配当準備金を、次の各号に掲げる契約に対して、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算し契約者配当金として支払います。
 - (1) 保険期間が10年以下の保険契約については、保険契約が満了した契約
 - (2) 保険期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日に有効な契約
- ③ 前項の契約者配当金は、特別な事由がある場合を除き、前項第1号の契約に対しては満期返れい金と同時に支払い、前項第2号の契約に対しては保険契約の終了の事由となる保険金、保険契約の失効または解除による返れい金もしくは保険契約の満了による満期返れい金と同時に支払います。
- ④ 当社は、次の各号に掲げる契約に対しては、契約者配当金を支払いません。
 - (1) 保険期間が10年以下の保険契約については、保険期間の満了以前に失効または解除された契約
 - (2) 保険期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日以前に終了、失効または解除された契約

以下、積立保険の契約者配当について、その性格、財源、決定のルールを明らか

にし、さらに新しい契約者配当制度、配当調整準備金などを略述する。

II 契約者配当の性格

積立保険の保険料は、① 危険保険料（純保険料）、② 付加保険料、③ 積立保険料から構成されているが、このうち危険保険料と付加保険料は、損害保険料率算定会が算出した料率またはこれに準拠した方法により合理的に算定した料率が使用され、その検証も定期的に（例えば火災傷害は毎年）行うこととしているので、適正な水準に維持されている。

他方、積立保険料は予定利率（保険料、満期返れい金等を算出する際に用いた利率。現在3パーセント）による運用が保証されているが、保険期間が長期にわたることから、この予定利率にはある程度の安全度を見込んでおり、「最低保証金利」としての性格がある。したがって、予定利率は、市場の金利やそれを反映した保険会社の運用利回りとは比較的希薄な関係にあり、両者の間に差異が生じることは避けられない。

積立保険の契約者配当とは、基本的には、この保険期間中の運用利回りと予定利率との差異を、配当金という形で一括還元するものである²。ただし、積立保険において満期時に受け取る金額（すなわち、満期返れい金と契約者配当の合計額）は、必ずしも積立保険料の元利合計になるわけではない。それは、保険料の計算上、全損失効となる契約にかかる積立保険料およびその運用益が、残存する契約者全体に配分される仕組みになっているからである。

注2 契約者配当の法的性格については第1章を参照。

また、実際に配当として契約者に還元される金額は、事業方法書等によれば、毎期の実際の運用益が予定利率に基づく運用益を超えた分のうち、「主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された金額」をいったん「契約者配当準備金として積み立て」、さらにこの準備金を、保険期間が満了した契約（保険期間が10年以下の契約）または第10保険年度末日に有効な保険契約に対して、「主務大臣の認可を得

